

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第40号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年新潟県規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<u>新潟県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>	<u>新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則</u>
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規則は、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> （平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u> （平成14年法律第88号。以下「法」という。）及び <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u> （平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
第4条の4 (略)	第4条の4 (略)
<u>(夜間銃猟に係る確認の申請)</u>	
第4条の5 <u>省令第13条の8第1項に規定する申請書の様式は、別記第3号様式の3のとおりとする。</u>	
<u>(指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付の申請)</u>	
第4条の6 <u>省令第13条の9第1項に規定する申請書の様式は、別記第3号様式の4のとおりとする。</u>	
<u>(指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の再交付の申請及び亡失の届出)</u>	
第4条の7 <u>省令第13条の9第4項の規定による従事者証の再交付の申請及び同条第7項の規定による従事者証の亡失の届出は、別記第2号様式により行わなければならない。</u>	
<u>(指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に係る変更の届出)</u>	
第4条の8 <u>省令第13条の9第5項の規定による変</u>	

更の届出及び同条第6項の規定による住所等の変更の届出は、別記第3号様式により行わなければならない。

第7条 (略)

(鳥獣捕獲等事業の認定の申請)

第7条の2 法第18条の3第1項に規定する申請書の様式は、別記第4号様式の2のとおりとする。

(認定証の再交付の申請及び亡失の届出)

第7条の3 省令第19条の9第4項の規定による認定証の再交付の申請及び同条第6項の規定による認定証の亡失の届出は、別記第2号様式により行わなければならない。

(認定証に係る変更の届出)

第7条の4 省令第19条の9第5項の規定による名称等の変更の届出は、別記第3号様式により行わなければならない。

(鳥獣捕獲等事業に係る変更の認定の申請)

第7条の5 法第18条の7第2項において準用する法第18条の3第1項に規定する申請書の様式は、別記第4号様式の3のとおりとする。

(鳥獣捕獲等事業に係る変更の届出)

第7条の6 省令第19条の12第1項に規定する届出書の様式は、別記第3号様式のとおりとする。

(鳥獣捕獲等事業に係る廃止の届出)

第7条の7 法第18条の7第4項の規定による廃止の届出は、別記第4号様式の4により行わなければならない。

(認定の有効期間の更新の申請)

第7条の8 法第18条の8第6項において準用する法第18条の3第1項に規定する申請書の様式は、別記第4号様式の5のとおりとする。

第11条 (略)

(住居集合地域等における麻醉銃猟の許可の申請)

第11条の2 省令第46条の2第1項に規定する申請書の様式は、別記第6号様式の2のとおりとする。

(麻醉銃猟許可証の再交付の申請及び亡失の届出)

第11条の3 省令第46条の2第4項の規定による麻醉銃猟許可証の再交付の申請及び同条第6項の規

第7条 (略)

第11条 (略)

定による麻酔銃猟許可証の亡失の届出は、別記第2号様式により行わなければならない。

(住居集合地域等における麻酔銃猟の許可に係る変更の届出)

第11条の4 省令第46条の2第5項の規定による氏名等の変更の届出は、別記第3号様式により行わなければならない。

(書類の経由)

第30条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類(第12条から第19条までに係るものに限る。)は、提出者の住所が県内(新潟市の区域を除く。)に所在する場合にあってはその住所地を所管する地域振興局長を経由しなければならない。

別記

第1号様式 (その1)(第2条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

(略)

下記のとおり鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

記

(略)	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所(猟区を除く。)において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその場所の位置、猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその名称	
(略)	(略)
銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日	

(書類の提出部数及び経由機関)

第30条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、提出者の住所が県内(新潟市の区域を除く。)に所在する場合にあっては1部(別記第1号様式及び別記第5号様式にあっては、2部)をその住所地を所管する地域振興局長を経由して、提出者の住所が新潟市又は県外に所在する場合にあっては1部を直接知事に提出しなければならない。

別記

第1号様式 (その1)(第2条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

(略)

下記のとおり鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

記

(略)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所(猟区を除く。)において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその場所の位置、猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその名称	
(略)	(略)
銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日	

(麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。)

(略)

注 1 この様式は、国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の指定する法人以外の者が愛玩のための飼養以外の目的で申請する場合に使用すること。

2 (略)

添付書類

- 1 捕獲等又は採取等の事由を証する書面
- 2 申請者が共同して捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、鳥獣捕獲等許可申請者名簿（別紙）
- 3 学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法を記載した書面
- 4 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 5 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、当該方法を明らかにした図面
- 6 猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、猟区設定者の承認を得たことを証する書類

別紙

鳥獣捕獲等許可申請者名簿

(略)	銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従
-----	--

(略)

(略)

添付書類

- 1 捕獲等又は採取等の事由を証する書面
- 2 申請者が共同して捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、鳥獣捕獲等許可申請者名簿（別紙）
- 3 学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、研究の事項及び方法を記載した書面
- 4 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 5 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、当該方法を明らかにした図面
- 6 猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつては、猟区設定者の承認を得たことを証する書類

注 1 この様式は、国、地方公共団体又は環境大臣の指定する法人以外の者が愛がんのための飼養以外の目的で申請する場合に使用すること。

2 (略)

別紙

鳥獣捕獲等許可申請者名簿

(略)	銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日
-----	--

事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。)

(略)

(略)

第1号様式 (その2) (第2条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

(略)

下記のとおり鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項及び同条第8項の規定により申請します。

記

(略)	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所(猟区を除く。)において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその場所の位置、猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその名称	
(略)	

注 1 この様式は、国、地方公共団体、認定鳥獣捕獲等事業者又は環境大臣の指定する法

(略)

(略)

第1号様式 (その2) (第2条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

(略)

下記のとおり鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項及び同法第9条第8項の規定により申請します。

記

(略)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所(猟区を除く。)において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその場所の位置、猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあってはその名称	
(略)	

添付書類

- 1 捕獲等又は採取等従事者名簿(別紙1)
- 2 捕獲等又は採取等の事由を証する書類(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、有害鳥獣捕獲等実施計画書(別紙2))
- 3 学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法を記載した書面
- 4 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 5 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面
- 6 猟区内において鳥獣の捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、猟区設定者の承認を得たことを証する書類

注 1 この様式は、国、地方公共団体又は環境大臣の指定する法人が愛がんのための飼養

人が愛玩のための飼養以外の目的で申請する場合に使用すること。

2 (略)

添付書類

- 1 捕獲等又は採取等従事者名簿 (別紙1)
- 2 捕獲等又は採取等の事由を証する書類 (鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、有害鳥獣捕獲等実施計画書 (別紙2))
- 3 学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法を記載した書面
- 4 捕獲等又は採取等をしようとする場所を明らかにした図面
- 5 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面
- 6 猟区内において鳥獣の捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、猟区設定者の承認を得たことを証する書類

別紙1

捕獲等又は採取等従事者名簿

(略)	銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日 (麻醉銃の場合にあっては、人命救助等に從事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。)
(略)	

(略)

別紙2 (略)

第1号様式 (その3) (第2条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

(略)

下記のとおり鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

記

(略)	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所 (猟区を除く。)において捕獲又は採取をしようとする場合にあっては、	

以外の目的で申請する場合に使用すること。

2 (略)

別紙1

捕獲等又は採取等従事者名簿

(略)	銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあっては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日
(略)	

(略)

別紙2 (略)

第1号様式 (その3) (第2条関係)

鳥獣捕獲等許可申請書

(略)

下記のとおり鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定により申請します。

記

(略)	
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に掲げる場所 (猟区を除く。)において捕獲又は採取をしようとする場合にあっては、その場	

てはその場所の位置、猟区内において捕獲又は採取をしようとする場合にあってはその名称	
(略)	
この申請以前5年の間に <u>愛玩</u> のための飼養を目的として <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項</u> の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	(略)
(略)	

- 注 1 この様式は、愛玩のための飼養の目的で申請する場合に使用すること。
- 2 (略)

添付書類

- 1 自ら愛玩のための飼養をするために捕獲又は採取をしようとする場合以外の場合にあっては、捕獲又は採取事由を証する書面
- 2 捕獲又は採取をしようとする場所を明らかにした図面
- 3 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲又は採取をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面
- 4 猟区内において捕獲又は採取をしようとする場合にあっては、猟区設定者の承認を得たことを証する書面

第2号様式(第3条、第4条の3、第4条の7、第6条、第7条の3、第10条、第11条の3、第14条、第19条関係)

所の位置、猟区内において捕獲又は採取をしようとする場合にあってはその名称	
(略)	
この申請以前5年の間に <u>愛がん</u> のための飼養を目的として <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第2項</u> の許可を受けたことがあるときは、当該許可に係る鳥獣の種類及び数量	(略)
(略)	

添付書類

- 1 自ら愛がんのための飼養をするために捕獲又は採取をしようとする場合以外の場合にあっては、捕獲又は採取事由を証する書面
- 2 捕獲又は採取をしようとする場所を明らかにした図面
- 3 銃器を使用する方法以外の方法を用いて捕獲又は採取をしようとする場合にあっては、当該方法を明らかにした図面
- 4 猟区内において捕獲又は採取をしようとする場合にあっては、猟区設定者の承認を得たことを証する書面

- 注 1 この様式は、愛がんのための飼養の目的で申請する場合に使用すること。
- 2 (略)

第2号様式(第3条、第4条の3、第6条、第10条、第14条、第19条関係)

(表)
再交付申請書
許可証等亡失届

(略)

下記のとおり許可証等の亡失等（亡失・滅失・汚損・破損）をしたので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により、再交付の申請・亡失の届出をします。

記

(略)	1 許可証（法第9条第9項又は省令第7条第13項）
	2 従事者証（法第9条第9項又は省令第7条第14項）
	3 指定猟法許可証（法第15条第7項又は省令第15条第7項）
	4 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等）（法第35条第8項又は省令第42条第6項）
	5 麻醉銃猟許可証（法第38条の2第7項又は省令第46条の2第6項）
	6 狩猟免状（法第46条第2項又は

(表)
再交付申請書
許可証等亡失届

(略)

(再交付申請)

第9条第15項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第46条第61項
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条第9項（許可証又は従事者証）
条第7項（指定猟法許可証）
条第8項（承認証）
条第2項（狩猟免状）
条第5項（狩猟者登録証又は狩猟者記章）
規則第11条の2第7項（承認証）
の規定により下記のとおり許可証等の再交付を申請します。

(亡失届)

下記のとおり許可証等を亡失したので、
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規
第7条第13項（許可証）
第7条第14項（従事者証）
第11条の2第10項（承認証）
則第15条第7項（指定猟法許可証）
第42条第6項（承認証）
第50条（狩猟免状）
第65条第10項（狩猟者登録証又は狩猟者記章）
の規定により届け出ます。

記

(略)	許可証 ・ 従事者証 ・ 承認証 （対象狩猟鳥獣の捕獲等） ・ 指定猟法許可証 ・ 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等） ・ 狩猟免状 ・ 狩猟者登録証 ・ 狩猟者記章
-----	---

- 省令第50条)
- 7 狩猟者登録証（法第61条第5項又は省令第65条第10項）
 - 8 狩猟者記章（法第61条第5項又は省令第65条第10項）
 - 9 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等）（省令第11条の2第7項又は第10項）
 - 10 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の9第4項又は第7項）
 - 11 認定証（省令第19条の9第3項又は第6項）

亡失等
年月日

(裏)

(略)

注 1～3 (略)

- 4 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付申請の場合は、収入印紙を貼付すること。
- 5 (略)
- 6 再交付申請の理由が汚損又は破損である場合は、汚損又は破損をした狩猟免状等を添付すること。

第3号様式（第4条、第4条の4、第4条の8、第7条、第7条の4、第7条の6、第11条、第11条の4、第13条、第18条関係）

住所等変更届

(略)

下記のとおり住所等を変更したので、鳥獣の保

亡失年
月日

(裏)

(略)

注 1～3 (略)

- 4 狩猟免状、狩猟者登録証又は狩猟者記章の再交付申請の場合は、収入印紙をちょう付すること。
- 5 (略)
- 6 再交付申請の理由が損傷である場合は、損傷した狩猟免状等を添付すること。

第3号様式（第4条、第4条の4、第7条、第11条、第13条、第18条関係）

住所等変更届

(略)

下記のとおり住所等を変更したので、

第46条
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規

第1項（狩猟免状）

第4項（狩猟者登録証）

第7条第11項（許可証）

第7条第12項（従事者証）

則第11条の2第9項（承認証）

第15条第6項（指定猟法許可証）

第42条第5項（承認証）

の規定により届け出ます。

護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の規定により届け出ます。

記

交付された認定証等	(略)	1 認定証（法第18条の7第3項又は省令第19条の9第5項） 2 狩猟免許（法第46条第1項） 3 狩猟者登録証（法第61条第4項） 4 許可証（省令第7条第11項） 5 従事者証（省令第7条第12項） 6 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等）（省令第11条の2第9項） 7 指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証（省令第13条の9第5項又は第6項） 8 指定猟法許可証（省令第15条第6項） 9 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等）（省令第42条第5項） 10 麻酔銃猟許可証（省令第46条の2第5項）
(略)		

添付書類

- 1 変更事項を証する書類（住民票、運転免許証の写し、法人登記簿の謄本等）
- 2 変更に係る認定証、狩猟免許、狩猟者登録証、許可証、従事者証及び承認証

第3号様式の2（第4条の2関係）

対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認申請書
(略)

下記のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をした区域における捕獲等の承認を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により申請します。

(略)

第4号様式（第5条関係）

指定猟法許可申請書

(略)

下記のとおり指定猟法の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する

記

交付された狩猟免許状等	(略)	狩猟免許 ・ 狩猟者登録証 ・ 許可証 ・ 従事者証 ・ 承認証（対象狩猟鳥獣の捕獲等） ・ 指定猟法許可証 ・ 承認証（特定猟具使用制限区域における捕獲等）
(略)		

注 1・2 (略)

3 変更に係る狩猟免許、狩猟者登録証、許可証、従事者証、指定猟法許可証及び承認証を添付すること。

第3号様式の2（第4条の2関係）

対象狩猟鳥獣の捕獲等の承認申請書
(略)

下記のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲等につきあらかじめ承認を受けるべき旨の制限をした区域における捕獲等の承認を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条第3項の規定により申請します。

(略)

第4号様式（第5条関係）

指定猟法許可申請書

(略)

下記のとおり指定猟法の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条

法律第15条第4項ただし書の規定により申請します。

(略)

第5号様式 (第8条関係)

鳥獣保護区特別保護地区内の行為許可申請書

(略)

下記のとおり、鳥獣保護区特別保護地区内において行為をしたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により申請します。

記

行為の種類	
行為の目的	
(略)	

(略)

第6号様式 (第9条関係)

特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認申請書

(略)

下記のとおり特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により申請します。

(略)

第7号様式 (第12条関係)

(表)

狩猟免許申請書 (略)	(略) 新潟県収入証紙貼付欄
下記のとおり狩猟免許を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第41条の規定</u> により申請します。 (略)	
(略)	

(裏)

(略)
(3) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無</u> (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を記載すること。)
(略)

第4項の規定により申請します。

(略)

第5号様式 (第8条関係)

鳥獣保護区特別保護地区内の行為許可申請書

(略)

下記のとおり、鳥獣保護区特別保護地区内において行為をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第8項の規定により申請します。

記

行為の種類		行為の目的	
(略)			

(略)

第6号様式 (第9条関係)

特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認申請書

(略)

下記のとおり特定猟具使用制限区域における捕獲等の承認を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により申請します。

(略)

第7号様式 (第12条関係)

(表)

狩猟免許申請書 (略)	(略) 新潟県収入証紙貼付欄
下記のとおり狩猟免許を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定</u> により申請します。 (略)	
(略)	

(裏)

(略)
(3) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無</u> (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった年月日を記載すること。)
(略)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無 (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)

(略)

注 1～3 (略)

4 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、統合失調症、そう鬱病 (そう病及び鬱病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) 及び自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒に関する医師の診断書を添付すること。

5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けること。

6 住民票を添付すること。

第8号様式 (第15条関係)

(表)

狩猟免許更新申請書 (略)	(略)
下記のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定</u> により申請します。 (略)	新潟県収入証紙貼付欄
(略)	

(裏)

(略)

注 1～3 (略)

4 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、統合失調症、そう鬱病 (そう病及び鬱病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) 及

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第52条第1項の規定により狩猟免許を取り消されたことの有無 (ない場合には「ない」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)

(略)

注 1～3 (略)

4 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) 及び自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関する医師の診断書を添付すること。

5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けること。

第8号様式 (第15条関係)

(表)

狩猟免許更新申請書 (略)	(略)
下記のとおり狩猟免許の更新を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定</u> により申請します。 (略)	新潟県収入証紙貼付欄
(略)	

(裏)

(略)

注 1～3 (略)

4 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、統合失調症、そううつ病 (そう病及びうつ病を含む。)、てんかん (発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。) 及

び自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒に関する医師の診断書を添付すること。

5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを貼り付けること。

6 認定鳥獣捕獲等事業に従事する者について適性試験の免除を希望する場合にあっては、その者の雇用契約書の写し並びにその者が狩猟について必要な適性を有することを確認した年月日、方法及びその結果を記載した書面を添付すること。

第9号様式（第16条関係）

（表）

（略）

（裏）

（略）

注（略）

添付書類 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていることを証する書面及び狩猟税の減免事由に該当する場合にあっては、それぞれ環境省令で定める必要な資料

第10号様式（第17条関係）

（表）

狩猟者変更登録申請書 （略）	（略）
下記のとおり狩猟者変更登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</u> （略）	新潟県収入証紙貼付欄
（略）	

（裏）

（略）
(4) 免許の効力の停止の有無(ない場合には「な

及び自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関する医師の診断書を添付すること。

5 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものをはり付けること。

第9号様式（第16条関係）

（表）

（略）

（裏）

（略）

添付書類 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償について環境省令で定める要件を備えていることを証する書面及び狩猟税の減免事由に該当する場合にあっては、それぞれ環境省令で定める必要な資料

注（略）

第10号様式（第17条関係）

（表）

狩猟者変更登録申請書 （略）	（略）
下記のとおり狩猟者変更登録を受けたいので、 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。</u> （略）	新潟県収入証紙ちよう付欄
（略）	

（裏）

（略）
(4) 免許の効力の停止の有無(ない場合には「な

<p>い」と、ある場合には「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。）</p>	<p>い」と、ある場合は「ある」と記入し、かつ、ある場合には、その停止の期間を記載すること。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>記載上の注意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 文字は、<u>楷書で明瞭</u>に記載すること。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>記載上の注意事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 文字は、<u>かい書で明りょう</u>に記載すること。</p> <p>3～8 (略)</p>
<p>注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを<u>貼り付け</u>、これと同様のもの1枚を申請書に添付すること。</p>	<p>注 写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを<u>はり付け</u>、これと同様のもの1枚を申請書に添付すること。</p>
<p>第11号様式（第21条関係）</p> <p> 猟区設定認可申請書</p> <p>(略)</p> <p> 下記のとおり猟区を設定したいので、<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適性化に関する法律第68条第1項</u>の規定により申請します。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>第11号様式（第21条関係）</p> <p> 猟区設定認可申請書</p> <p>(略)</p> <p> 下記のとおり猟区を設定したいので、<u>鳥獣の保護及び狩猟の適性化に関する法律第68条第1項</u>の規定により申請します。</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(略)</p>

第2条 新潟県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。
別記第3号様式の2の次に次の2様式を加える。

第3号様式の3（第4条の5関係）

夜間銃猟の確認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

認定証番号
 申主たる事務所
 請の所在地
 者名 称
 代表者の氏名 ㊟

下記のとおり夜間銃猟に関する事項が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画に適合することについて確認を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第8項第2号の規定により申請します。

記

夜間銃猟の実施日時	
夜間銃猟の実施区域	
夜間銃猟の実施方法	
夜間銃猟の実施体制	
夜間銃猟をする者	
住民の安全の確保のために特に必要な措置及び周辺地域への注意喚起の方法	
備考	

添付書類

- 1 夜間銃猟をしようとする区域を明らかにした図面
- 2 射撃場所、射撃方向その他夜間銃猟の安全性を確認するために必要な事項を明らかにした図面
- 3 認定証の写し
- 4 認定鳥獣捕獲等事業に従事する捕獲従事者の名簿

第3号様式の4（第4条の6関係）

指定管理鳥獣捕獲等事業従事者証の交付申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名 ㊦

下記のとおり指定管理鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する従事者証の交付を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第14条の2第9項において読み替えて適用する同法第9条第8項の規定により申請します。

記

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間	
指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域	

添付書類 指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿（別紙）

別紙

指定管理鳥獣捕獲等事業者の従事者名簿

※従事者証番号	住所	職業	氏名	生年月日	狩猟免許を現に受けている場合にあつては、当該狩猟免許の種類、当該狩猟免許を与えた都道府県知事名並びに当該狩猟免許に係る狩猟免状の番号及び交付年月日	銃器を使用して捕獲等をしようとする場合にあつては、現に受けている銃砲所持許可証番号及び交付年月日（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）
				年 月 日	免許 知事 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日
				年 月 日	免許 知事 第 号 年 月 日	第 号 年 月 日

注 ※印欄は、記入しないこと。

別記第4号様式の次に次の4様式を加える。

第4号様式の2（第7条の2関係）

認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申 主たる事務所
請 の所在地
者 名 称
代表者の氏名 ㊤

下記のとおり鳥獣捕獲等事業が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項に規定する基準に適合していることについて認定を受けたいので、同法第18条の3第1項の規定により申請します。

記

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

添付書類

- 1 捕獲従事者名簿（別紙1）
- 2 添付書類一覧（別紙2）に定める書類

別紙1

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	夜間銃猟をする者	
	年 月 日				
	年 月 日				

- 注 1 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許）を記載すること。
- 2 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあってはその旨）、空気銃等）を記載すること。
- 3 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○印を記載すること。

添付書類一覧

認定申請書に添付した書類について、□にレ印を記入すること。

- 法人の定款又は寄付行為
- 法人の登記事項証明書
- 役員及び事業管理責任者の名簿
- 雇用契約書の写しその他申請者の事業管理責任者に対する使用関係を証する書類
- 鳥獣捕獲等事業（夜間銃猟を除く。）の実施に係る安全管理規程
- 事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の4第1項第2号イ及びロに掲げる事項を実施する旨を誓約する書面
- 事業管理責任者及び捕獲従事者の狩猟免状の写し
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した救命講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類（安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した安全管理講習の内容及び時間を記した書類（安全管理講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の修了証の写し又はこれに類する書類（技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した技能知識講習の内容及び時間を記した書類（技能知識講習を修了した者と同等の知識及び技能を有する者にあつては、その旨を証する書類）
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の7に規定する研修に関する計画書
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第1号に規定する実績に関する書類
- 役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからホまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第4号に規定する損害保険契約書の写し又は同号に規定する共済事業の被共済者であることを証する書類
- 申請者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の4に規定する欠格事由に該当しない者であることを誓約する書面
（銃猟による事業を実施する場合）
- 捕獲従事者が現に受けている銃砲所持許可証の写し（麻醉銃の場合にあつては、人命救助等に従事する者届出済証明書の写しを含む。）
（夜間銃猟を実施する場合）
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の修了証の写し又はこれに類する書類
- 事業管理責任者及び捕獲従事者が受講した夜間銃猟安全管理講習の内容及び時間を記した書類
- 夜間銃猟をする捕獲従事者の技能が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の5第1項第2号の基準に適合することを証する書類
- 夜間銃猟の実施に係る安全管理規程

第4号様式の3（第7条の5関係）

変更の認定申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名 ㊦

下記のとおり認定を受けた鳥獣捕獲等事業の変更について認定を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第1項の規定により申請します。

記

認定証の番号	第 号
認定証の交付年月日	年 月 日
変更事項	変更前
	変更後
	変更予定年月日
変更理由	

添付書類 既に受けた認定の申請時に添付した書類を変更する必要がある場合は、変更に係る書類

第4号様式の4（第7条の7関係）

認定鳥獣捕獲等事業の廃止届

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所
の所在地
名称
代表者の氏名 ㊦

下記のとおり認定鳥獣捕獲等事業を廃止したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の7第4項の規定により届け出ます。

記

認定証の番号	第 号
認定証の交付年月日	年 月 日
廃止した年月日	

第4号様式の5（第7条の8関係）

認定の有効期間の更新申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者の氏名 ㊦

下記のとおり認定の有効期間の更新を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の8第2項の規定により申請します。

記

認定証の番号	第 号
認定証の交付年月日	年 月 日
認定をした都道府県知事名	

鳥獣捕獲等事業により捕獲等をする鳥獣の種類及びその方法	装薬銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	空気銃を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	わなを使用して捕獲等する鳥獣の種類	
	網を使用して捕獲等する鳥獣の種類	
鳥獣捕獲等事業の実施体制	事業管理責任者の役職及び氏名	
	安全管理体制	
	夜間銃猟の実施	1 有 2 無
鳥獣捕獲等事業に従事する者の技能及び知識		
鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の実施		

添付書類

- 1 捕獲従事者名簿（別紙）
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第18条の5第1項第4号に規定する研修の実施状況に関する報告書
- 3 既に受けた認定の申請時に添付した書類を変更する必要がある場合は、変更に係る書類

別紙

捕獲従事者名簿

氏名	生年月日	狩猟免許の種類	銃器を使用する場合		救急救命講習の受講の有無
			銃砲の種類	夜間銃猟をする者	
	年 月 日				
	年 月 日				

- 注 1 狩猟免許の種類欄には、捕獲従事者が現に受けている全ての狩猟免許の種類（第1種銃猟免許、第2種銃猟免許、わな猟免許及び網猟免許）を記載すること。
- 2 銃器を使用する場合は、銃砲の種類欄に記載することとし、当該捕獲従事者が鳥獣捕獲等事業で使用する全ての銃砲の種類（散弾銃（ライフル銃の場合にあつてはその旨）、空気銃等）を記載すること。
- 3 夜間銃猟を実施する場合は、捕獲従事者のうち実際に夜間銃猟をする者について、夜間銃猟をする者欄に○印を記載すること。

別記第6号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2（第11条の2関係）

麻醉銃猟許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

申請者 住 所
職 業
氏 名
生 年 月 日

下記のとおり住居集合地域等における麻醉銃猟の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第38条の2第2項の規定により申請します。

記

使用する麻醉薬の名称及び量	
住居集合地域等において麻醉銃猟をしなければならない理由	
捕獲等の期間	年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等の区域	
捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	羽・頭
危害の防止のための措置	
現に受けている麻醉銃の銃砲所持許可証番号及び交付年月日（銃砲所持許可者以外の者が実施する場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）	許可証番号 第 号 交付年月日 年 月 日

- 注 1 使用する麻醉薬の名称及び量欄には、使用薬名又は麻醉薬の主成分及び1発射当たりの施用量を明示すること。
- 2 住居集合地域等における麻醉銃猟については、本許可申請のほかに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による許可申請が必要であり、さらに、必要に応じて同法第37条第2項の規定による危険猟法の許可申請が必要であることに留意すること。

添付書類

- 申請者が共同して捕獲等をしようとする場合にあっては、麻醉銃猟許可申請者名簿（別紙）
- 捕獲等をしようとする場所を明らかにした図面

別紙

麻醉銃猟許可申請者名簿

※許可証番号	住 所	職 業	氏 名	印	生 年 月 日	捕獲等をしようとする鳥獣の種類及び数量	現に受けている麻醉銃の銃砲所持許可証番号及び交付年月日（銃砲所持許可者以外の者が実施する場合にあっては、人命救助等に従事する者届出済証明書番号及び交付年月日を含む。）
					年 月 日		第 号 年 月 日
					年 月 日		第 号 年 月 日

- 注 1 捕獲等をしようとする鳥獣の数量を各人別に割り振り、許可申請数量は、各人別の総計を記入すること。ただし、1頭を共同して捕獲等をするような場合は、合計〇人（共同申請者全員）で1頭というように記入すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。

(新潟県行政組織規則の一部改正)

第3条 新潟県行政組織規則(昭和35年新潟県規則第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局・総務管理部 (略)</p> <p>県民生活・環境部</p> <p>県民生活課～震災復興支援課 (略)</p> <p>環境企画課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化</u>に関する事項</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>環境対策課・廃棄物対策課 (略)</p> <p>防災局～出納局 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>企画調整課・地域保健課 (略)</p> <p>衛生環境課</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化</u>に関する事項</p> <p>農林振興部・地域整備部 (略)</p> <p>2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部・県税部 (略)</p> <p>健康福祉環境部</p> <p>庶務課～生活衛生課 (略)</p> <p>環境センター</p> <p>環境課</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化</u>に関する事項</p> <p>(17) (略)</p> <p>検査課 (略)</p> <p>児童・障害者相談センター (略)</p> <p>農業振興部～地域整備部 (略)</p> <p>3～24 (略)</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第9条 前節に規定する課、室及びセンター(課又はセンターに置く室及び課に置くセンターを除く。)の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>知事政策局・総務管理部 (略)</p> <p>県民生活・環境部</p> <p>県民生活課～震災復興支援課 (略)</p> <p>環境企画課</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>鳥獣保護及び狩猟</u>に関する事項</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>環境対策課・廃棄物対策課 (略)</p> <p>防災局～出納局 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第12条 村上地域振興局の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部 (略)</p> <p>健康福祉部</p> <p>企画調整課・地域保健課 (略)</p> <p>衛生環境課</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>鳥獣保護及び狩猟</u>に関する事項</p> <p>農林振興部・地域整備部 (略)</p> <p>2 新発田地域振興局の部、センター及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>企画振興部・県税部 (略)</p> <p>健康福祉環境部</p> <p>庶務課～生活衛生課 (略)</p> <p>環境センター</p> <p>環境課</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) <u>鳥獣保護及び狩猟</u>に関する事項</p> <p>(17) (略)</p> <p>検査課 (略)</p> <p>児童・障害者相談センター (略)</p> <p>農業振興部～地域整備部 (略)</p> <p>3～24 (略)</p>

(新潟県事務委任規則の一部改正)

第4条 新潟県事務委任規則(昭和35年新潟県規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第46条第1項の規定による狩猟免許を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、狩猟免許にその変更に係る事項を記載すること。</p> <p>(4) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第54条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</p> <p>(5) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第61条第4項の規定による狩猟者登録を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、当該登録を変更すること。</p> <p>(6) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</p> <p>(7) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第75条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等に対し、報告を求めること（第3号から前号まで及び第9号から第12号までに掲げる事務に係る場合に限る。次号において同じ。）。</p> <p>(8) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第75条第3項の規定により、職員に鳥獣保護区等に立ち入り、狩猟をする者等の所持する鳥獣等を検査させること。</p> <p>(9) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出を受理すること。</p> <p>(10) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>第64条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</p> <p>(11) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>第65条第10項の規定による狩猟者登録証等の亡失の届出を受理すること。</p> <p>(12) <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>第65条第11項の規定による狩猟者登録証等の返納を受けること。</p> <p>(13)～(544) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>(地域振興局長への委任)</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第46条第1項の規定による狩猟免許を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、狩猟免許にその変更に係る事項を記載すること。</p> <p>(4) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第54条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</p> <p>(5) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第61条第4項の規定による狩猟者登録を受けた者の住所等の変更の届出を受理し、当該登録を変更すること。</p> <p>(6) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第63条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</p> <p>(7) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第75条第1項の規定により、鳥獣の捕獲等の許可を受けた者等に対し、報告を求めること（第3号から前号まで及び第9号から第12号までに掲げる事務に係る場合に限る。次号において同じ。）。</p> <p>(8) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>第75条第3項の規定により、職員に鳥獣保護区等に立ち入り、狩猟をする者等の所持する鳥獣等を検査させること。</p> <p>(9) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>（平成14年環境省令第28号）第50条の規定による狩猟免許の亡失の届出を受理すること。</p> <p>(10) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>第64条の規定による狩猟免許の返納を受けること。</p> <p>(11) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>第65条第10項の規定による狩猟者登録証等の亡失の届出を受理すること。</p> <p>(12) <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則</u>第65条第11項の規定による狩猟者登録証等の返納を受けること。</p> <p>(13)～(544) (略)</p> <p>2～10 (略)</p>

(新潟県立自然公園条例施行規則の一部改正)

第5条 新潟県立自然公園条例施行規則（昭和44年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）に対応する

同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(27)の2 (略)</p> <p>(27)の3 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(27)の4 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第14条の2第1項の規定により<u>県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p>(27)の5 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第14条の2第5項の規定により<u>国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第7項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。</u></p> <p>(27)の6 <u>県立自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律</u>第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、<u>同法</u>第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議しその同意を得た、若しくは協議した保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(27)の7 (略)</p> <p>(27)の8 (略)</p> <p>(28)～(35) (略)</p>	<p>(特別地域内における許可又は届出を要しない行為)</p> <p>第18条 条例第12条第7項第3号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(27)の2 (略)</p> <p>(27)の3 <u>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</u>（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による環境大臣又は知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。</p> <p>(27)の4 (略)</p> <p>(27)の5 (略)</p> <p>(28)～(35) (略)</p>

(新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例施行規則（平成20年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(集客施設の範囲等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 条例第2条第6項第5号の規則で定める土地利</p>	<p>(集客施設の範囲等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 条例第2条第6項第5号の規則で定める土地利</p>

用に関する計画又は方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項に規定する鳥獣保護管理事業計画

(5)～(7) (略)

用に関する計画又は方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項に規定する鳥獣保護事業計画

(5)～(7) (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。